

総行管第88号
令和3年3月10日

北海道選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長
(公 印 省 略)

衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙における
新型コロナウイルス感染症対策について

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意事項については、「選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月26日付総行管第76号）等で通知しているところであり、貴選挙管理委員会において対応に努めていただいているところと承知しておりますが、4月25日に執行予定の衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙の管理執行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等の観点から、下記事項について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

なお、本件通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 「選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査結果について」（令和2年9月29日付総行管第243号）で通知した各団体の取組事例も参考に、マスク等の着用、定期的・積極的な換気、消毒液の設置、人と人との距離の確保などの基本的な感染防止対策を行うとともに、開披台の増設などの開票に関する取組等を積極的に行うこと。
また、保健福祉関係部局等と特に緊密な連携をとるとともに、職員における感染を防ぐよう万全を尽くしていただきたいこと。
- 2 選挙人の分散を図る観点から、期日前投票の積極的な利用を呼びかけるとともに、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、期日前投票所の開設期間及び投票時間の延長をすること。
- 3 新型コロナウイルス感染症により入院等をしている者については、指定病院等における不在者投票や一定の要件を満たす者による郵便等投票のほか、ホテル等の宿泊施設に期日前投票所や不在者投票記載場所を設けた場合には当該宿泊施設にお

ける投票が可能であり、これら施設内における投票について、感染防止を図りつつ、選挙の公正を確保できるよう保健福祉関係部局等と特に緊密に連携すること。

- 4 選挙人が安心して投票できるよう、上記1の投票所等における感染症対策の取組や投票所等の混雑状況（SNSを用いたリアルタイムでの混雑状況の情報提供、過去の選挙における混雑日や混雑時間帯の周知等）、上記2や3の投票方法などの情報提供に努めること。

選挙部管理課選挙管理第二係

電 話：03-5253-5573

F A X：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp